

避難行動要支援者支援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、松江市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）及び松江市避難行動要支援者全体計画（以下「全体計画」という。）に基づき、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の取り扱い等に必要な手続き等を定め、災害発生時に備えて関係機関と連携した避難行動要支援者に対する支援体制を整備することを目的とする。

(避難行動要支援者の範囲)

第2条 地域防災計画に規定する要配慮者のうち、次の各号のいずれかに該当する在宅の者を避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）とする。

- (1) 75歳以上のひとり暮らし高齢者または75歳以上の高齢者のみの世帯に属する者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4号の規定により、次に掲げる身体障害者手帳の交付を受けている者
 - ア 視覚障がい者
 - イ 聴覚障がい者
 - ウ 平衡機能障がい者
 - エ 音声・言語、そしゃく機能障がい者
 - オ 上肢1～3級
 - カ 下肢1～4級
 - キ 体幹
 - ク 内部障がい
- (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳（A、B）の交付を受けている者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている者
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項の規定により要介護認定3～5を受けている者
- (6) その他、市長が特に必要と認めた者

2 前項第1号から第5号に規定する要件を満たさない者であつて、次の各号のいずれかに該当する者（以下この条において「申請者」という。）は、避難行動要支援者名簿掲載申請書兼名簿情報提供に関する同意確認書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- (1) 避難支援等関係者により要支援者とすることが適当と判断された者
- (2) 自らを要支援者とすることを申し出た者

3 市長は、前項の申請があつた場合は、その適否を審査し、適当と認める場合は、申請者を要支援者とする。

(避難行動要支援者名簿の作成及び更新)

第3条 市長は、要支援者について、避難の支援、安否の確認その他の要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿（様式第2号）を作成する。

2 前項に規定する避難行動要支援者名簿には、要支援者に関する次の各号に掲げる事項を記載し、

又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする理由
- (7) 前号に定めるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と定める事項

3 市長は、前2項に規定する避難行動要支援者名簿について、定期的に更新するものとする。

(名簿情報の削除)

第4条 要支援者は、自らに関する第3条第2項に規定する避難行動要支援者名簿の情報（以下「名簿情報」という。）の削除を申し出るときは、名簿情報削除届出書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その適否を審査し、適当と認める場合は、避難行動要支援者名簿から当該要支援者の名簿情報を削除する。

(避難行動要支援者名簿の保管)

第5条 避難行動要支援者名簿の保管者は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 健康福祉総務課長
- (2) 防災危機管理課長
- (3) 各支所長
- (4) 地区災害対策本部設置場所となる公民館の長

2 前項の規定による保管者は、次の各号に掲げるとおり避難行動要支援者名簿を保管するものとする。

- (1) 健康福祉総務課長は、避難行動要支援者名簿を保管する。
- (2) 防災危機管理課長は、避難行動要支援者名簿の写しを保管する。
- (3) 各支所長及び地区災害対策本部設置場所となる公民館の長は、当該地区に居住する要支援者に限定した避難行動要支援者名簿の写しを保管する。

(避難支援等関係者の範囲)

第6条 地域防災計画に定める避難支援等関係者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 消防機関（消防本部、消防署、消防団）
- (2) 警察機関（警察本部、警察署）
- (3) 民生児童委員協議会
- (4) 社会福祉協議会、地区社会福祉協議会
- (5) 町内会・自治会
- (6) 自主防災組織及び要配慮者支援組織
- (7) その他、市長が特別に認める者

(名簿情報の提供)

第7条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に名簿情報を提供するものとする。ただし、名簿情報を提供

することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。以下同じ。）の同意が得られない場合は、この限りではない。

- 2 市長は、現に災害が発生または発生の恐れが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供するものとする。

（名簿情報提供にかかる手続き）

第8条 前条第1項に規定する名簿情報の提供を受けようとする避難支援等関係者（以下この条において「申請者」という。）は、名簿情報提供申請書（様式第4号）によりその旨を申請しなければならない。ただし、第6条第1項第1号に掲げる消防機関及び同条同項第2号に掲げる警察機関については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、その適否を審査し、適当と認める場合は、名簿情報の取り扱いに関する協定書（様式第5号）により申請者と協定を締結するものとし、申請者が直接関係する範囲に限り、第10条第1項の規定により同意の意思表示した要支援者に係る名簿情報を同意者名簿（様式第6号）により提供するものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

- 3 前項の規定により協定を締結した申請者は、代表者及び名簿情報管理責任者に変更があったときは、代表者・名簿情報管理責任者変更届（様式第7号）を市長に提出するものとする。

- 4 第2項の規定により協定を締結した申請者は、名簿情報取扱者に変更があったときは、名簿情報取扱者変更届（様式第8号）を市長に提出するものとする。

（提供済み名簿情報の更新）

第9条 市長は、第3条第3項に規定する避難行動要支援者名簿の更新をした場合は、前条第2項の規定により名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者に対し、当該避難支援等関係者の直接関係する範囲に限り、次条第1項の規定により同意の意思表示した要支援者に係る名簿情報を新たに提供するものとする。

- 2 避難支援等関係者は、前項の規定により新たに名簿情報の提供を受けるときは、現に提供を受けている同意者名簿を返却するものとする。

（名簿への登録確認及び個別避難計画の作成並びに情報提供の同意確認）

第10条 要支援者は、第7条第1項で規定する名簿情報の提供について、松江市避難行動要支援者名簿登録確認書（様式第9号）を市長に提出し、同意または不同意の意思表示するものとする。

- 2 要支援者は、前項で規定する登録確認書の記入について、身体状況等により本人による記載及び提出が困難な場合は、家族等が本人に代わりこれを記入及び提出することができるものとする。

（避難行動要支援者の個別避難計画の作成及び整理）

第11条 市長は、災害時の避難行動要支援者の避難支援等を実効性のあるものにするため、個人ごとに避難行動要支援者の個別避難計画の作成を推進するよう努めるものとする。

- 2 市長は、名簿情報の提供を行った避難支援等関係者や、要支援者がサービスを利用している居宅介護支援事業者や相談支援事業者などの福祉事業者などに対して、松江市個別避難計画（別記様式1）作成のための協力を求めるよう努めるものとする。

(個別避難計画の変更)

第 12 条 要支援者は、個別避難計画作成時に自ら提供した情報について変更が生じた場合には、松江市個別避難計画変更届（別記様式 2）を速やかに市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の届出を受けたときは、速やかに要支援者に関する登録情報を変更する。

3 市長は、要支援者の登録情報に変更があることを知り得た場合で、本人から変更の届出がなされないときには、職権により登録情報の変更をすることができる。

(個別避難計画の保管)

第 13 条 個別避難計画の保管者は次の各号に掲げる者とする。

(1) 要支援者本人

(2) 健康福祉総務課長

(3) 防災危機管理課長

2 前項の規定による保管者は、次の各号に掲げるとおり保管するものとする。

(1) 要支援者本人は、個別避難計画（本人保管用）を保管する

(2) 健康福祉総務課長は、個別避難計画（市提出用）を保管する。

(3) 防災危機管理課長は、個別避難計画の写しを保管する。

(避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の管理)

第 14 条 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の管理は、健康福祉総務課長が行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第 15 条 市長は、避難行動要支援者名簿の登録並びに個別避難計画の作成及び保管その他の事務については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）を遵守し、適切に実施しなければならない。ただし、本人の同意がある場合は、法第 69 条第 2 項の規定に基づき、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に記載された個人情報（要支援者の個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報。以下同じ。）を、第 6 条に定める避難支援等関係者、要支援者の避難支援に関わる者等、第三者に提供できるものとする。

2 第 8 条 2 項の規定により名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の漏出、悪用等により要支援者の権利利益が侵害されることのないよう、次の各号に掲げるとおり提供を受けた名簿情報等を適正に管理しなければならない。

(1) 同意者名簿を適正に保管しなければならない。

(2) 名簿情報及び避難支援等の実施により知ることができた個人情報を他に漏らしてはならない。

(3) 要支援者に対する避難支援等の実施以外の目的で名簿情報を利用してはならない。

(4) 同意者名簿の複写を行ってはならない。

3 健康福祉総務課長は、前項に規定する名簿情報等の管理について、避難支援等関係者に対して必要に応じ研修を実施するよう努めるものとする。

(避難支援等の実施)

第 16 条 市長は、避難支援等関係者に対する必要な支援を行うものとする。

2 避難支援等関係者、地区災害対策本部及び避難支援者等は、平常時において要支援者の見守り

訪問及び状況把握、個別避難計画の作成支援、防災訓練の実施等を行い、災害発生時において、自身および家族の安全を確保したうえで、要支援者の安否確認、可能な範囲での避難支援、身体状況等の把握・確認を行うよう努めるものとする。

(制度の周知)

第 17 条 市長は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成を推進するため、広報等を利用して制度の周知を図るものとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 10 月 21 日から施行する。